

〔主な保証制度の信用保証料率〕

区分	制度名	信用保証料率									割引適用				
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	中小企業会計割引 ▲0.1%		有担保割引 ▲0.1%		
											基本要領	会計参与			
協会 制度	普通保証										○	○	○		
	無担保保証												—		
	長期経営資金保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			○	○	○
	手形貸付根保証														
	借換保証												○	○	○
	手形割引根保証														
	当座貸越根保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39					
	カードローン根保証												—	○	—
	特定社債保証	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.80	0.64	0.48	0.36					
	特別推せん保証（責任共有対象保証）												—	○	—
	特別推せん保証（責任共有対象除外保証）	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	0.88	0.72	0.56	0.40					
	小口零細企業保証（全国小口）	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○	○	○		
	予約保証	—	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60					
	予約保証（全国小口）	—	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	—	○	○		
	経営力強化保証（責任共有対象保証）	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45					
	経営力強化保証（責任共有対象除外保証）	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	—	○	—		
	流動資産担保融資保証						0.68								
	無担保・無保証人保証（特別小口保証）						0.72				—	○	—		
	事業再生保証						2.20								
	主な特例保証										—	○	—		
	災害関係保証	普通保険0.88			無担保保険0.86			特別小口保険0.60							
経営安定関連保証（責任共有対象除外保証）	普通保険0.75			無担保保険0.73			—								
経営安定関連保証（責任共有対象保証）	普通保険0.75			無担保保険0.73			—								
創業等関連保証	0.86														
創業関連保証	0.86														
事業再生計画実施関連保証（責任共有対象除外保証）	1.00														
事業再生計画実施関連保証（責任共有対象保証）	0.80														

●政策的に配慮された特別な保証、全国統一の保証料率が定められた保証以外の保証については、財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、算出された評点に応じて定める①～⑨区分の9段階の料率を基準料率とし、これに定性要因を加味して料率を決定します。

なお、次のいずれかに該当する事業者については、⑤区分(経営力強化保証は④区分)を基準料率とします。

- ◇個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表および損益計算書を作成する義務を課せられていない方であって貸借対照表および損益計算書がない方
- ◇事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表および損益計算書がない方
- ◇連帯債務形式により保証付融資を利用する方

●物的担保の提供がある場合は、基準料率より0.1%の割引を行います。

●借換保証は、利用する各制度で定める料率が適用されます。(割引の有無を含む)
特例保険を適用する場合はそれぞれの特例保険の料率が適用されます。

注) 上記以外の保証制度に係る信用保証料率については、最寄りの当協会窓口へお問い合わせください。